

## ●地方学術会議の開催について

平成30年1月25日  
日本学術会議第259回幹事会決定

日本学術会議では、これまでも、地区会議を始め、地方における学術振興のための取組を行ってきたところであるが、より一層強力に地方における学術振興を促進し、もって日本の学術の更なる発展を図るため、以下の方針に基づき地方学術会議を開催することとする。

なお、政府の予算編成過程における議論の中で、日本学術会議が中枢管理機能を一体的に維持した上で地方学術会議を強力に企画・推進する方が地方創生にとって望ましいとの合意が整ったことに鑑み、「日本学術会議の一部移転について」（平成29年8月17日日本学術会議第250回幹事会決定）は、廃止する。

- 1 平成30年度から、地方学術会議を開催する。
- 2 地方学術会議の開催は年1回を基本とし、あらかじめ計画を立てて開催時期及び開催場所を選定する。なお、原則として地区会議学術講演会等とは別途開催することとするが、合同の企画開催も可とする。
- 3 地方学術会議において、日本学術会議がこれまで進めてきた地方における取組の強化を図ることで、地方創生へのより一層の貢献を図ることとし、実施に当たっては次に掲げる事項に留意することとする。
  - 1) 科学者のみならず地域のリーダー等を巻き込んだ意見交換を通じて地域の課題の解決に貢献することや、様々な地域において若い世代の科学に対する興味・関心を喚起する等の企画を実施する。
  - 2) 開催地の企業や地方自治体などとの交流を積極的に図り、地方における産官学の連携強化を図る。
  - 3) 地方における日本学術会議会員及び連携会員間の交流の促進を図るとともに、幹事会構成員と懇談し、地方の学術振興に関わる情報の共有を行う。
- 4 地方学術会議は、我が国に誘致した共同主催国際会議の地方開催等の機を活用するなど、地方大学をはじめとする関係機関等と連携して行う。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

### 附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。